

令和８年度 面接・相談員（会計年度任用職員）募集要項

- 1 職 種 面接・相談員
- 2 応募資格 地方公共団体等で生活保護をはじめ福祉行政に関する業務に携わったことがあり、その中で面接や相談業務を５年以上経験された方、又はこれに準ずる専門的な経験や知識を有する方
※地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方は受験できません（詳細は本要項３ページ目をご確認ください）。
※受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第２（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。
- 3 業務内容 生活保護等の面接及び相談に関すること。
生活保護の申請受付に関すること
その他所属長が認めること 等
- 4 勤務場所 荒川区福祉部生活福祉課（区役所本庁舎１階）
- 5 任用期間 令和８年１０月８日 ～ 令和９年３月３１日
※勤務成績が良好な場合、翌年度に再度任用することがあります（原則６５歳未満に限る）。
※地方公務員法第２２条の２第７項により、任用から１か月は条件付採用期間となります。なお、任用後１か月の勤務日数が１５日に達しない場合は、その日数が１５日に達するまで延長されます。
- 6 勤務時間 ８時３０分 ～ １７時１５分（１日７時間４５分、休憩６０分）
※臨時的な超過勤務を依頼することがあります。
- 7 勤務日数 週４日（週３１時間）
- 8 休 日 土日祝日、平日の内１日、年末年始
- 9 休 暇 年次有給休暇（初年度９日）、慶弔休暇有
- 10 報 酬 月額２３９，３２８円（地域手当相当分を含む）
※条例、規則の定めるところにより期末・勤勉手当及び交通費（限度額あり）の支給があります。
※月途中からの任用のため、報酬は日割り支給（初月）、交通費は翌月からの支給となります。
※上記金額には所得税・社会保険料等の本人負担を含みます。

- 11 社会保険 共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険に加入します。
- 12 募集人数 1 人
- 13 募集期限 令和 8 年 9 月 1 4 日
- 14 選考方法 一次選考：書類審査（応募書類到達後順次）
※可否にかかわらず選考結果を通知いたします
- 二次選考：面接（9 月下旬）
※可否にかかわらず選考結果を通知いたします（9 月中旬）
- 15 応募書類 履歴書、職務経歴書
※応募書類は市販のものを使用して差支えありません。
※提出された応募書類は原則として返却いたしません。なお、個人情報は適正に管理するとともに、保存年限経過後は廃棄いたします。
※応募書類は本選考に関する目的にのみ使用いたします。
- 16 応募方法 ①郵送
募集期限までに、応募書類を簡易書留により下記提出先宛て郵送してください。簡易書留によらない場合の事故については、責任を一切負いません（締切日消印有効）。
※封筒表面に「採用選考申込書在中」と必ず朱書きしてください。
- ②持参
募集期限までの平日の 8 時 3 0 分から 1 6 時 3 0 分の間に下記提出先へ応募書類をお持ちください。
- 【応募書類の提出先及び問合せ先】
荒川区福祉部生活福祉課管理係 会計年度任用職員採用担当
〒1 1 6－8 5 0 1 東京都荒川区荒川 2－2－3
電話：0 3（3 8 0 2）3 1 1 1 内線：2 6 2 2

地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするものの以外）は選考を受けることができません。